

5 一般会計繰入金の考え方

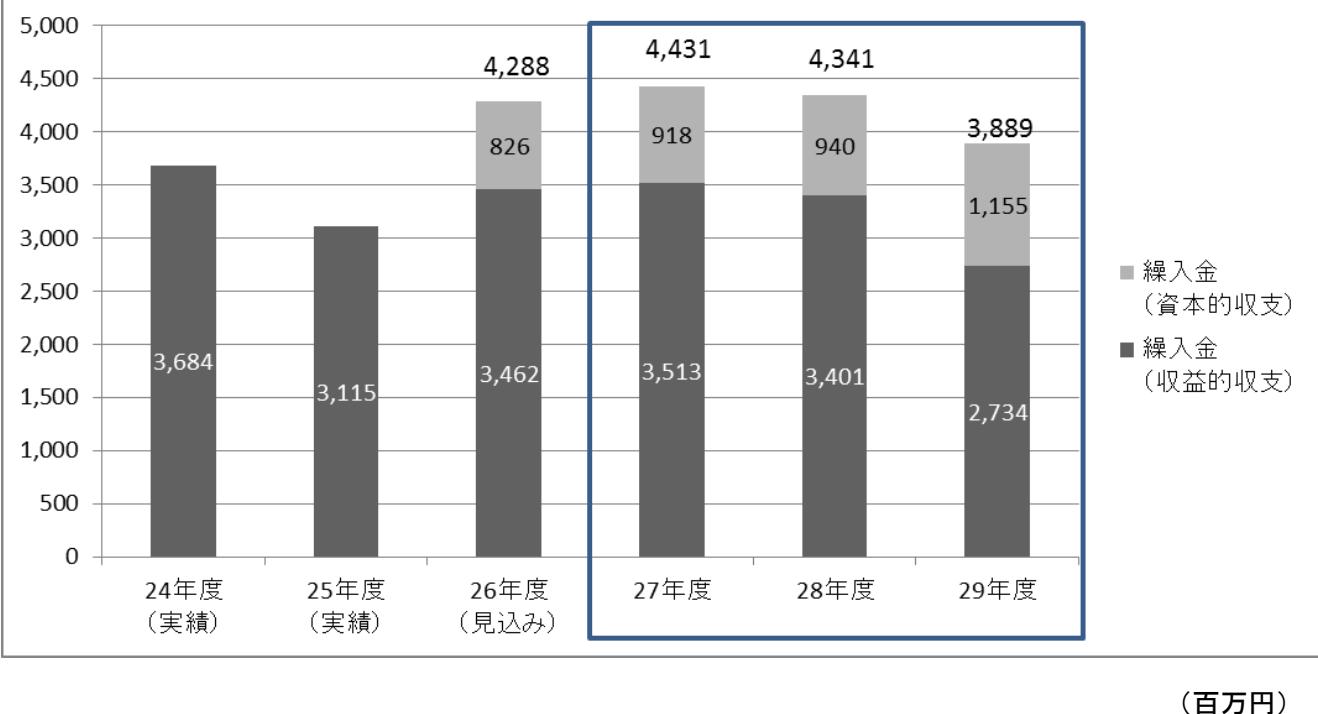
第2期改革プランでは、繰入金に依存しない経営体質を目指す方針から、着実に繰入金を削減しましたが、平成24年度決算で比較すると、100床あたりの繰入金は、政令指定都市の中で2番目に高い水準となっています。一方で、繰入金の削減に応じて、拡大均衡策により医業収益を確保する見込みでしたが、新規入院患者数が目標を大幅に下回ったことなどから、医業収益は伸び悩み、病院事業の資金収支は大幅に悪化しました。

地方公営企業である自治体病院の財務に関して、地方公営企業法では、「①その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「②当該地方公営企業の性格上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、一般会計等において負担するものとされており、具体的な項目は総務省が繰出基準として示しています。

青葉病院では、救急医療、血液疾患、児童精神科を含む精神疾患などに対応し、海浜病院では、小児・周産期医療において24時間365日受け入れ可能な体制を構築し、夜間初期応急医療も提供しています。これらの政策的医療を中心に、やむを得ず不採算となる医療について一般会計からの繰入れを行っています。

当面の間は、病院事業の資金収支にも配慮しつつ、適切な繰入れを行う必要がありますが、本来、繰入金は必要最小限にとどめるべきとされていることから、中長期的には繰入金に依存しない経営体質の獲得を目指す必要があります。

一般会計繰入金の推移



両病院の一般会計繰入額(平成26年度は決算見込み)

(百万円)

総務省の示す病院事業繰入れ項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 病院の建設改良に要する経費	257	243	244
2 へき地医療の確保に要する経費	—	—	—
3 不採算地区病院の運営に要する経費	—	—	—
4 結核医療に要する経費	—	—	—
5 精神医療に要する経費	295	284	327
6 感染症医療に要する経費	51	37	36
7 リハビリテーション医療に要する経費	129	121	80
8 周産期医療に要する経費	349	314	426
9 小児医療に要する経費	222	256	325
10 救急医療の確保に要する経費	1,000	771	895
11 高度医療に要する経費	870	583	366
12 公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費	—	—	—
13 院内保育所の運営に要する経費	39	44	53
14 公立病院附属診療所の運営に要する経費	—	—	—
15 保健衛生行政事務に要する経費	107	101	102
16 経営基盤強化対策に要する経費	176	167	186
(1) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費	(30)	(30)	(43)
(2) 病院事業の経営研修に要する経費	—	—	—
(3) 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費	—	—	—
(4) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	(146)	(137)	(143)
(5) 公立病院改革プランに要する経費	—	—	—
(6) 医師確保対策に要する経費	—	—	—
17 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	188	194	222
国基準小計	3,683	3,115	3,262
18 退職給付費補助金	—	—	200
合 計	3,683	3,115	3,462